

# 令八区画と一棟別棟

消防用設備等に関する規制（消法第17条）の基本的な考え方は、「防火対象物の①用途、②規模（延べ面積）、③構造等に応じてその防火対象物の危険度が決まり、その危険度に応じて、設置すべき消防用設備等の種類や設置方法が決まる」ということである。

この場合の防火対象物の基本的な単位はもちろん原則として「一棟」であり、建築基準法と同様である。

## 屋外消火栓設備および動力消防ポンプ

設備については、同一敷地内で接近して建てられている木造建築物等は一棟みなすこととされており（消令第19条第2項、消令第20条第2項）、また、消防用水については、これと同様の考え方が建築物の構造に応じて適用される（消令第27条第2項）など、複数の建築物の床面積を合計して危険度を評価する考え方もあるがあくまでも例外的なものである。しかし、建築物のなかには、階段室型

共同住宅のように、開口部のまつたくな  
い耐火構造の壁や床によつて複数の部分  
に区画され、「火災に対する危険度」と  
いう観点から見ると、単純に延べ面積で  
考へるのは適当でないものもある。ま

た、渡り廊下等によつて複数の建築物が  
接続されているような構造のものもあ  
り、その渡り廊下等の構造や接続の仕方  
によつては、一棟と考へるべきか複数棟  
と考へるべきか判断の難しいものも少な  
くない。

なるような開口部のない耐火構造の壁や  
床などの区画要素を指す場合と、これら  
の壁や床で区画された部分を指す場合が  
ある。

政令8条そのものは簡明な条文であ  
り、特に解説の必要はないと思うが、こ  
の規定が適用になるかどうかで設置しな  
ければならない消防用設備等が大幅に違  
つてくるので、留意しなければならな  
い。

防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、<sup>\*</sup>それぞ別の防火対象物とみなす。

（\*）この節……消防法施行令第3節  
「設置及び維持の技術上の基準」

いわゆる「令八区画」とは、通常、消  
防法施行令第8条（別添参照）が適用に

## 別添 消防法施行令第8条

令八区画でもっとも一般的なのは図1のような階段室型の共同住宅である。表の場合には、設置しなければならない消防用設備等は、政令第8条が適用にならなければ屋内消火栓設備や自動火災報知設備が必要になるが、政令第8条が適用

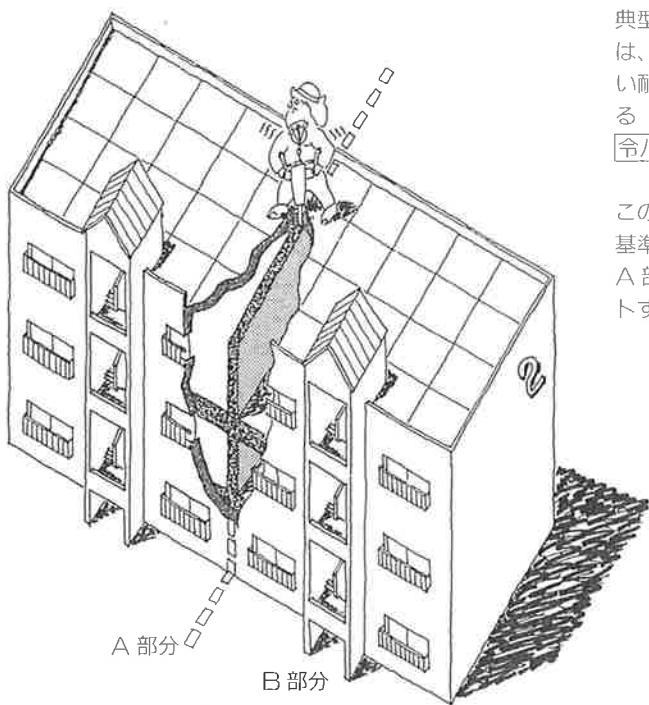


図1 階段室型の共同住宅

典型的な階段室型共同住宅の場合は、この点線の部分（開口部のない耐火構造の壁）で区画されている  
[令八区画]

↓  
この場合は、消防用設備等の設置基準を適用する際の延べ面積は、A部分とB部分で別々にカウントする

になれば消火器だけでよいことになるので、その差はきわめて大きくなるのである。

階段室型共同住宅以外でも、図2のような形態の建築物が開口部のない耐火構造の壁や床で区画されていれば、区画さ

れたそれぞれの部分の面積が防火対象物の延べ面積とみなされて消防用設備等ははるかに簡単なものとなり、その設置・維持費用が大幅に節約できることになる。

ただし、設置が必要になつた場合は、自動火災報知設備や屋内消火栓設備が区画ごとに必要になるなど、それなりの負担増がある場合があることにも留意しておく必要がある。

このように、費用面で大きなメリットがある令八区画であるだけに、その運用が甘くなると消防用設備等の設置基準が有名無実になる可能性が高いため、「開口部のない耐火構造の床又は壁」については厳しく運用されている。

これらの床や壁にまったく開口部がない場合には問題がないが、給水管や排水管がこれらの床や壁を貫通する場合には注意が必要である。

これについては、配管の材質、用途、管径、施工方法等ごとに、これらの配管が令八区画を貫通することを認める条件

表 設置すべき消防用設備等

令八区画	令八区画がないとした場合	令八区画がある場合
 1戸当たりの床面積 50m <sup>2</sup> 令八区画ごとの面積 480m <sup>2</sup> 延べ面積 1,440m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火器</li> <li>● 屋内消火栓設備</li> <li>● 自動火災報知設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火器</li> </ul>

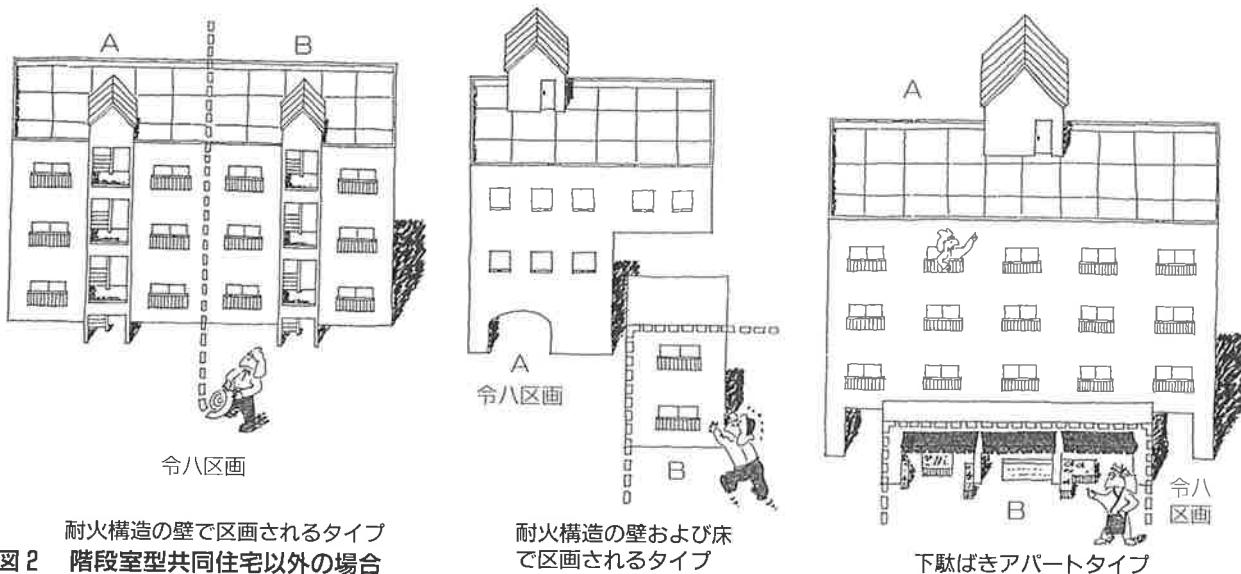


図2 耐火構造の壁で区画されるタイプ  
階段室型共同住宅以外の場合

耐火構造の壁および床  
で区画されるタイプ

下駄ばきアパートタイプ

が示されている（「令八区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取り扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号）および「令八区画及び共住区画を貫通する钢管等の取り扱いについて」（平成8年3月27日付け消防予第47号）。

建築基準法施行令第117条第2項は、令八区画と同様の考え方であるが、同項は第2節（廊下、避難階段及び出入口）に関するものであり、延べ面積の算定等については緩和的な効果もあるが、区画された部分ごとに避難階段を設けなければならなくなるなど、むしろ規制強化の側面が強い。これは、建築物の一部が開口部のない耐火構造の床または壁で区画されると、区画された他方の部分は避難経路としては使えないなどの、同一階に二つの避難階段があつても事実上2方向避難などが不可能になってしまう、というような事態を防止する意味が強いものと考えられる。

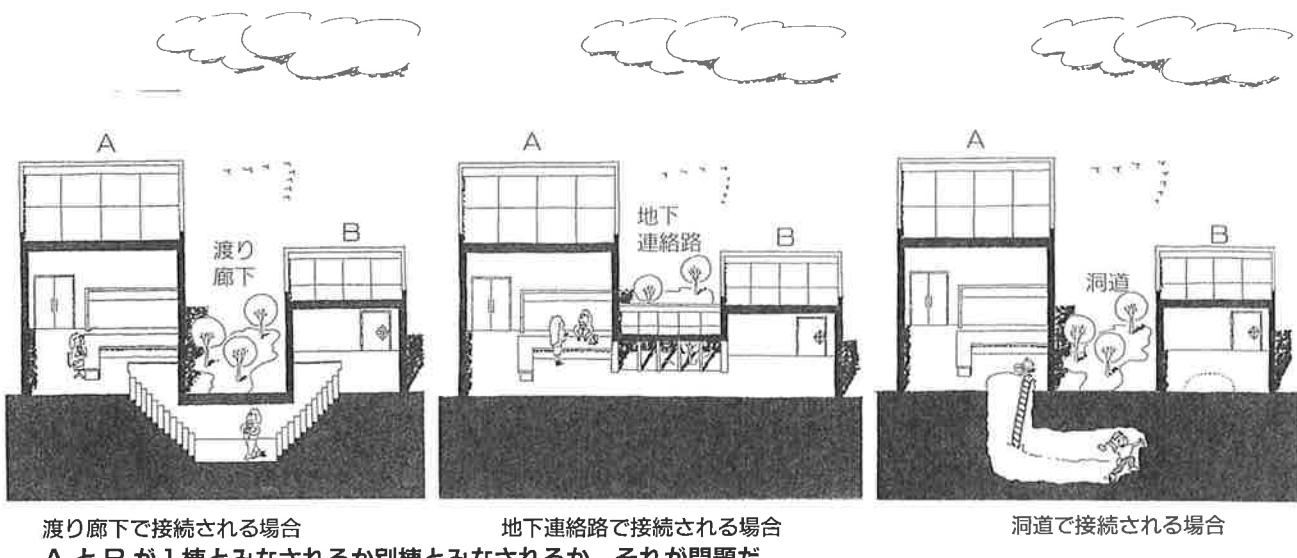
位通達」とも呼ばれるもので、昭和50（1975）年3月5日付け消防安第26号で消防庁安全救急課長から各都道府県消防主管部長あてに通知されたものである。

内容は、簡単に整理すると、おおむね次のようなものと理解して頂ければよいだろう。

- ①一棟別棟の基準は、建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路または洞道によって接続されている場合に、それらの建築物が一棟とみなされるべきか別棟として扱つても差し支えないものであるかを判定する基準を示したものである。
- ②建築物が渡り廊下等で接続されている場合は、全体として「一棟」とみなすのが原則である。
- ③一方の建築物で火災が発生した場合に、接続部にある渡り廊下等を介して、他方の建築物に火災が延焼拡大したり煙が大量に伝搬したりする可能性がきわめて少ないと認められる場合に限り、例外的に「別棟」として扱つて差し支えない、とするのが基本的な考え方である。

通称「一棟別棟の基準」は、「設置單

## 一棟別棟の基準



渡り廊下で接続される場合

AとBが1棟とみなされるか別棟とみなされるか、それが問題だ

洞道で接続される場合

さく、建築物相互の間隔はなるべく大きくとる必要がある（こうしておかないと、「渡り廊下」と称するもので接続された巨大な建築物に消防用設備等がほとんど設置されない、などという脱法的な行為がまかり通る恐れがあるからだろう）。

⑤渡り廊下等それ自体およびその内部にあるものが延焼媒体になることは避け

る。

⑥渡り廊下等は、できるだけ開放的にして火煙が伝搬しにくくするのが原則であるが、やむを得ず開放性が確保できない場合には、排煙設備を設置する。

⑦接続部分の開口部はなるべく小さくするとともに防火戸を設置して、開口部を介して延焼拡大することを防止する。

⑧建築物の渡り廊下との接続部分付近に防火措置（開口部の面積制限、防火戸の設置など）を講じることにより、渡り廊下を介して建築物の外周部から延焼拡大することを防止する。

⑨接続部分にスプリンクラー設備やドレンチャヤー設備が設置されていると、制限は相当緩和される。

前述の説明でもおわかりのとおり、令八区画は消防用設備等の設置に関する「棟単位の原則」の例外措置を定めたものであり、一棟別棟の基準は「棟単位の原則」を前提とした上で「一棟とは何か」という考え方の基準を整理したものである。

この両者の考え方の基本は、いずれも火煙の拡大防止性能という視点であり、「十分な火煙拡大防止性能があるものによって区画されている場合には、消防用設備等の設置については別の建築物とみなして差し支えない」という考え方である。その意味では、この両者は同じ概念の裏表の関係にあるといえるだろう。

いずれにしろ、ルーズな運用をすると消防用設備規制の根幹が崩れる可能性があるので、消防機関もその運用には慎重であるが、基準が明確であるので、設計者にとつては、この基準を十分理解しておくことが、場合によってはきわめて効率的な設計につながる可能性を持つていることがおわかり頂けると思う。

## 令ハ区画と一棟別棟の基準